



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	公衆浴場の廃業を防止し、区民の公衆衛生の向上及び浴場経営安定が図れる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第3条に基づき区民の公衆浴場利用の機会の確保に努めている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公衆衛生の向上及び公衆浴場経営の安定と振興を目的としているため。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	区民が良好な衛生状態の浴場を利用できなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要綱により補助対象事業者が明記されており、当該事業者に制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請を受け、現地確認のうえ決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	現在、補助金以外の代替策は無い。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	良好な衛生状態の浴場利用が保たれている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域住民が公衆浴場を快適に利用できている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	主に公衆浴場の周辺住民が利用している。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区公衆浴場内ペンキ塗替え等補助金交付要綱等に則って事業は行われている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助金交付申請及び工事完了後に現地において検査を行っている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	領収書の写しにより支出状況を確認している。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	2	1	1	6
決算(予算)額	290	200	150	600
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	290	200	150	600
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	富士見湯:ペンキ塗り替え			

### 5 課題及び今後の方向性

浴室内の塗装、浴室内の壁面、床、浴槽のタイル及び鏡面の洗浄により公衆浴場の良好な衛生を管理していくため、今後も公衆浴場内ペンキ塗替え等補助事業は必要不可欠である。